

平成22年第2回教育委員会定例会

開会年月日 平成22年1月26日(火)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 外松和子
同 委員 青木真佐枝
同 委員 内藤幸子
同 委員 天沼英雄
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第3号 平成22年度練馬区教育委員会教育目標の制定について
- (2) 議案第4号 平成22年度教育費関係当初予算案について
- (3) 議案第5号 「練馬区立学校給食総合調理場設置条例の一部を改正する条例」の制定依頼について
- (4) 議案第6号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見について
- (5) 議案第7号 「練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について
- (6) 議案第8号 平成21年度練馬区指定・登録文化財について

2 陳情

- (1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕
- (2) これからの生涯学習のあり方について

4 報告

- (1) 教育長報告
 - いじめ防止実践事例発表会について
 - 1月14日付け都教委通知について
 - 光が丘地域の統合新校および学校跡施設の団体利用方法について
 - その他
 - 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について
 - その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 12時00分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	河 口 浩
庶務課長事務取扱学校教育部参事	高 橋 廣
学務課長事務取扱学校教育部参事	浅 野 明 久
学校教育部施設課長	金 崎 耕 二
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	原 田 承 彦
同 総合教育センター所長	佐古田 充 宏
生涯学習部生涯学習課長	白 井 弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	伊 藤 安 人

傍聴者4名

委員長

ただいまから、平成22年第2回教育委員会定例会を開催する。
本日は、傍聴の方が4名お見えになっている。
それでは、案件にそって進めさせていただく。
本日の案件は、議案6件、陳情1件、協議2件、教育長報告4件である。

(1) 議案第3号 平成22年度練馬区教育委員会教育目標の制定について

委員長

それでは初めに、議案第3号 平成22年度練馬区教育委員会教育目標の制定についてである。

この教育委員会教育目標については、前回の第1回定例会で協議を行った。その協議の中で、教育目標は練馬区全体のものであることから、普遍的な内容であることが望ましく、その観点から見ても現在の教育目標に特に問題はないため、内容については変更の必要はないのではないかとということが、各委員に共通した意見であった。また一部文言の修正が必要な部分もあるのではないかとのご意見も出された。

そのことを踏まえて、私と教育長および事務局とで整理を行い、本日、「平成22年度練馬区教育委員会教育目標(案)」として提出されている。

それでは、事務局からこの改定案について説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）平成22年度の教育目標について、平成21年度の教育目標からの修正点を説明

委員長

ただいま説明があった平成22年度の教育目標について、各委員のご意見をお聞きしたいと思う。

教育長

昨年の3月の予算特別委員会において、ある議員の方から教育目標について意見をいただいた。その内容は、練馬区教育委員会の平成20年の教育目標の中に、残念ながら食育についての文言がない。教育目標の基本方針の3番の家庭教育の支援と子供たちの健全育成の推進に、食育という文言を盛り込むことによって、食育をさらに推進していけるのではないかというものであった。

その質問に対し、教育目標を達成するための基本方針があり、ご指摘の基本方針の3の家庭教育の支援については、教育基本法の改定に伴い導入した経緯がある。21年度については既に教育委員会で決定をしているので、22年度の教育目標の検討に当たっては、今のご意見を検討項目の中に加える方向で教育委員会にはかかっていきたいと、私は答えた。

事務局では、家庭教育の中には、食育や、環境教育、人権教育などさまざまなものが含まれているという理解であるが、食育という言葉は、最近大きく取り上げていることもあるので、食育という言葉はどこかに入れるかどうか、あるいは家庭教育の中に含まれているということでもよいかどうかという検討が必要だと思う。

教育目標を受けて、教育指導課で、具体的な細かい指導の重点が設定される。その中に食育について入っている。

それからもう一点は、昨年末の教育委員会で、就学前と就学後の連携をさらに図っていく必要があることから協議を始めた幼小連携について、協議した内容をまとめたので、その内容を反映しなくてよいのだろうかということがある。具体的には、基本方針の3では「幼児期から家庭教育を支援するとともに」、後が「地域社会と一体となって」となっているので、そこに「学校教育」を入れるのはどうだろうかと考えている。

その2点について、ご検討いただければと思っている。それ以外にご意見があればおっしゃっていただきたい。

委員長

ほかの委員の方はいかがか。

天沼委員

教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価表の項目の12に、学校給食・食育に関することが掲げられている。その項目の特記事項に、私は、つぎのような内容を記載した。

「朝食をとらず登校する児童・生徒に対して、食育を通して朝食の大切さを指導する。」

今後、栄養教諭、管理栄養士の授業を検討する。・練馬の食材の使用と総合的な学習の時間の中で、野菜づくりなどを通して食の大切さを学ぶ機会をつくる。」という内容である。私個人の特記事項として記載させていただいたが、今おっしゃった食育の問題について、家庭もそうであるが、学校における授業などを通して充実を図っていくということは、大切なことだと思う。

また、2点目の就学前と就学後の連携についても、今の教育長の意見を反映させる方向で検討した方がよいと思う。

教育長

教育目標の基本方針の中に、食育という言葉を入れることであるが、食育は、家庭教育の中の一部であり、個別の教育だと思う。家庭教育の中には、環境教育や自然教育などいろいろある。食育だけを記載すると、「幼児期から家庭教育および食育を」などになると思う。全体的なバランスからどうであろうか。家庭教育を受けて、さらに細かい各分野の教育については、教育指針として教育指導課で示すことになる。その辺はいかがであろうか。

委員長

ただいま出た意見について、学校現場でなされている教育等を踏まえ、教育指導課で補足などはあるだろうか。

教育指導課長

各学校では、食育計画に基づいた取組を行っており、栄養教諭、推進コーディネーター等も指導にあっている。練馬区で取れた大根をたくわん漬けにして給食で食べるなどということを総合的な学習で行っている学校が多い。

教育目標の基本方針では、人権、個性、家庭教育、文化、スポーツなどの大きな事項をうたうものである。それを受け、中身をどうするかという中で、教育長のご指摘のとおり、練馬区学校教育における指導の重点として、現在9つの項目を設定している。その項目は、人権、確かな学力、生活指導、健康教育等であるが、その中の5項目目に、健康教育、安全教育、食育等の充実について、具体的な記述がある。

教育指導課としては、5つの基本方針と、現在教育指導課で定めている指導の重点に、整合性に欠けるところもあるので、5つの教育目標の柱を元にしてそれから枝分かれする形で整理している。現在、重点課題の2で体力健康のことを掲げ、その中に8項目掲げること検討している。その中の1項目に食育の推進、全体計画、食育リーダー、栄養教諭の活用、食育研修会、食育推進リーダー研修会などを明確に位置づけ、よりわかりやすくしていきたいと考えているところである。

天沼委員

ただいま、詳細な説明をいただいたが、そのように指導の重点的な項目の1つとして含まれているのであれば、普遍的な内容である教育目標に個別的なものを含めることはないのではないかと考える。

青木委員

食育に関しては、教育目標の中ではなくて目標を達成するためのつぎの段階で具体的にしていけばよいと思う。

幼児期からの連携ということも、基本方針の3の下から3行目に「幼児期から家庭教育を支援する」という文言があり、広くとらえれば、そこから具体的に、幼小の連携という形に持っていくことができると思う。

天沼委員

今のご意見につけ加えさせていただくと、「幼児期から家庭教育を支援するとともに」では、先ほど教育長がおっしゃったように、学校教育は触れられていないので、「幼児期から家庭教育、ならびに学校教育を支援するとともに」というように加えたいかがか。

委員長

「家庭教育・学校教育」ということであるか。

天沼委員

そうである。そうすれば、幼小連携ということが言葉としてもう少しははっきりするのではないかと思うが、いかがか。

教育長

今の意見についてであるが、学校教育は、教育委員会のおおもととなるので、家庭教育と同レベルではないと思う。したがって、「幼児期から家庭教育を支援するとともに、学校教育と地域社会が一体となって」というように、家庭教育と学校教育がつながっていくという書き方がよいのではないか。そうすることで、昨年教育委員会で協議した就学前と就学後のつながりのことが反映できるのではないかと思うが、いかがか。

天沼委員

幼児期も小中学校も入るので、家庭教育のほう範囲は広いのではないかと思う。学校教育はその中の一部分である。そうすると、今おっしゃったように、家庭教育を支援するとともに、学校教育、地域社会と一体となつてのほうがいかがかもしれない。

教育長

基本方針の3の中では家庭教育と学校教育のつながりに触れていない。今まで協議しなかったことを教育委員会で協議したので、平成22年度の目標には入れる必要があるのではないかと思った。

委員長

内藤委員、いかがか。

内藤委員

私も教育長のお話になったことがふさわしいと思った。家庭と学校と地域社会が、連携をとるということはとても大事なことであると思うので、ここに学校教育を入れ、今言ったような事柄が含まれるようなことでよいと思う。別の項目で取り上げたい気もするが、ここに入れてもおさまりがいい。

委員長

皆様のご意見をまとめさせていただくと、基本方針の3番の最後の文章の「家庭教育を支援するとともに」の後に、「学校教育」あるいは「学校」という言葉を入れる。学校教育よりも広く学校と入れるかどうかというところまでまとまってきたという状況であるが、いかがか。

教育長

食育については、家庭教育の範囲は大変広いので、その中に食育だけを出すのは適当ではなく、具体的なものについては、教育目標を受けた教育指導の重点で掲げていくということであった。

委員長

教育指導課長からも、この5つの柱に基づき、平成22年度の重点化に当たってはよりこの柱に沿ったものにするというお話もあった。先ほどの3番の文言も、学校教育とするのか、学校とするのか検討していただいた上で、「承認」ということでよいか。

天沼委員

あと一点文言についてである。基本方針の1番と3番に「人との交流活動」、「人との交流」という文言がある。いろいろな使い方があってと思うが、私は「人々との交流活動」、「人々との交流」と使う場合が多いと思うが、いかがか。

委員長

ただいま1番と3番について、大勢の人を考えると、人々のほうがよりふさわしいのではないかというご意見だった。その辺はいかがか。

内藤委員

学校では、人々という言葉は使い慣れていない感じがすると、人との交流や自然との交流というように使うと思うので、人のままでよいのではないかと思う。むしろ私はそこでは、人や自然との交流という、自然という言葉を入れてもよいのではないかという思いが少しあったが、いろいろなことを膨らせるのはどうかと思い、人のままでよいと考える。

小学校や中学校の活動の範囲は、世の中の人々よりも、身近にいる人たちの方が多いので、人という言葉でよいのではないかと思う。

委員長

区の教育目標の範囲は広いのでどうであろうか。

教育長

学校教育では人々という言葉は使わないで、人という言葉を使うものであろうか。

教育指導課長

教育の世界では、人間という意味で人と表すことが多いのが通例である。

天沼委員

わかった。

委員長

いろいろ活発にご意見を出していただいた。それでは、基本方針の3に、「学校」という文言を入れるということでまとめていただくとしたうえで、「承認」ということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第3号については「承認」とさせていただきます。

(2) 議案第4号 平成22年度教育費関係当初予算案について

委員長

続いて、議案第4号 平成22年度教育費関係当初予算案についてである。

この議案については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づき、平成22年度当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分について、教育委員会としての意見を練馬区長に提出することに伴い、本日、議案として提出するものである。

それでは、資料の説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）平成22年度教育費関係当初予算について、区一般会計における教育費の割合、教育費予算案における主な事業を説明

委員長

それでは、ご意見、ご質問をお伺いする。

教育長

予算の調整権、編成権は区長の専属事項であるため、区長から予算について、教育委員会に意見を聞くという仕組みになっている。区長は、意見を聞くという手続を踏んだ後、議会に予算案として提出し、第一回定例会で審議され、決定していくという流れである。

事業の具体的な内容についてご質問があれば、お答えをさせていただきます。

特に、1ページの(5)の小・中学校耐震補強の積極的な推進であるが、ご案内のとおり、耐震補強の国庫補助が減額されるなどの報道がされている。しかし、練馬区では、学校は避難拠点であることもあり、平成23年度までに100%小中学校の耐震補強を実施するという方針は変えずに、計画どおり実施するという考え方により、予算が組まれたのである。

委員長

ただいま教育長から補足の説明をいただいた。(5)については、平成23年度までに100%耐震補強をするということで、前年度とほぼ同額の予算が組まれている。

内藤委員

(4)の(仮称)学校教育支援センターの整備についてであるが、総合教育センターとどのような役割の違いがあるのか。この資料に書かれている以外のことについてご説明いただきたい。

総合教育センター所長

(仮称)教育支援センターの整備運営の内容であるが、現在、運営内容について関係部課長等で協議をしているところである。年度末までに整備方針を教育委員会等にご報告し、ご意見をいただいたものを踏まえて、整備方針として策定する予定である。

現在検討している内容であるが、まず教育研究や教職員研修の拠点とすることである。今までは区には教育研究、教職員研修に関する専門機関はなかったが、今後は、跡施設を活用し、拠点施設として整備し、教員研究、研修の企画運営をできるような人的体制を整えて、研修の機会の充実などを図っていきたいということが一つの柱である。

もう一つの大きな柱は、現在も教育相談室の運営をしているが、教育指導課、学務課などで実施している学校配置のスクールカウンセラーや巡回相談員などの学校にまつわる教育相談機能を、集中し、一元化することである。それにより連携をより進めたり、関係機関、区市、東京都などとの連携もより強力で推進していくことを考えているところである。

教育長

補足すると、総合教育センターのあり方について、平成16年に校長等も入れた組織で検討し、基本的な考え方をまとめた。教育委員会、議会にも報告している。それを受けて、光が丘第二小学校の跡地に設置するという計画である。現在は、より具体的な中身について検討を進めているところである。

その内容について、次回の教育委員会で報告したいと思う。その当時から6年ぐらい

の経過を踏んできていることである。昭和55年にスタートした総合教育センターが移ることになる。移るに当たりより充実した、今の教育課題に対応した施設にするということで、社会教育はどうするのかということも含めて、検討した経過がある。具体的な方針については、教育委員会でご意見をいただくという形になる。

委員長

すばらしいことだと思う。というのは、点検・評価を実施する中や、今までの経験から、重複していたり、各事業にまたがったりしているようなものを、総合的に見直したほうがよいのではないかという意見を言ってきたが、そういう部分が見直される方向にあるということがわかってよかったと思っている。

具体的な案ができるのを楽しみにしている。

ほかにはいかがか。

天沼委員

(3)の新学習指導要領の全面实施に向けた移行措置についてである。武道や小学校外国語活動の指導員に関して、中学校の授業で中心とする武道はもう決めているのか。そのための指導員などについては、どのような手立てを考えているのか。

教育指導課長

武道についてである。通例、柔道、剣道、空手、なぎなたから校長が選ぶのであるが、本区で行われている、また来年度行おうとしている武道は、柔道と剣道である。柔道が3分の2、剣道が3分の1程度である。教員の中には、柔道・剣道の段を持っていて個人で指導できる者もいるが、専門でない者もいる。そのため、柔道、剣道の技能に優れた高段者に授業に入ってもらい、体育科教師とのチームティーチングという形で授業を行うための予算措置をしているところである。

また、体育の教員を対象に、武道の基本精神から実際の技に至るまでの集中研修会、実技研修会を夏季休業中等に行って、教員の資質向上を図っているところである。

教育長

練馬区の場合には、移行措置として平成21年度から武道、英語活動に取り組んできている。中学校の武道は、平成24年度に新学習指導要領に完全移行するが、練馬区では今年度から移行措置をし、前倒しで準備をする。また移行措置をしていない自治体もある。

委員長

ほかの箇所について質問等はあるか。ないようであれば、この議案第4号については「承認」でよいか。

委員一同

よい。

教育長

(13)の(仮称)ねりま区民大学であるが、総合教育支援センターが学校跡地に移る予定であるので、その場所に設置する予定である。練馬区では、福祉カレッジや防災カレッジなどを設置しているが、ねりま区民大学は、そのようなカレッジではなくて、もう少し広い分野のユニバーシティ、すなわち総合大学のようなことができないかということで検討している。

天沼委員

区民大学のことであるが、行政だけではなく、生涯学習団体あるいは区内の大学などとの連携を進めるという予定はあるのか。それともそうではなく、今までの経験を踏まえながら、公民館で実施している事業などをベースにして考えていくということになるのか。

生涯学習課長

教育長からお話があったとおり詳細の検討はこれからということになるが、基本的には様々なカリキュラム、コースを設け、講師に来ていただき、そこで学んだものを地域に還元していくという考え方である。その実施に当たっては、当然区の中だけでできるということにはならないので、例えば都内にある大学と連携して、講師を派遣していただくといったことも今後検討していく必要があると考えている。

教育長

平成22年度は有識者会議を開き、今、天沼委員がおっしゃったようなことも含めて練馬区にふさわしい区民大学にするための検討を1年間していくことになると思う。平成23年度に計画の策定、平成24年度ぐらいに開設というスケジュールである。来年度の42万円という予算額は、有識者会議にかかる経費である。

委員長

では、議案第4号については「承認」とさせていただきます。

- (3) 議案第5号 「練馬区立学校給食総合調理場設置条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

委員長

続いて、議案第5号 「練馬区立学校給食総合調理場設置条例の一部を改正する条例」の制定依頼についてである。

この議案について説明をお願いします。

保健給食課長

資料の説明(説明要旨) 自校調理校化の推進により、学校給食総合調理場の対象校が減

少することに伴い、学校給食第一総合調理場を廃止し、学校給食第二総合調理場に統合する改正を行うこと等を説明

委員長

ご意見、ご質問があったらお願いします。

教育長

平成12年度に、自校調理校化を推進する計画を策定した。自校調理化を図るということは、給食調理場がない学校に、給食調理場を設置することである。当初は8,000万円ぐらいで設置できたが、現在は1億数千万円ぐらいかかり、かなり費用がかかる。設置するのに経費もかかるため、給食調理の民間委託を始めたのである。1つの役目を終えたということだろう。

委員長

費用はかかるが、自校調理化により、子供たちは地産地消が体験でき、温かいものを温かいうちに、冷たいものは冷たいままで、よりよい給食をとることができるので、食育に大変貢献しているのではないか。健康や環境面での勉強などにもつながると思う。

教育長

1年後に第二調理場も廃止する予定である。

委員長

ご意見がないようであれば、「承認」とさせていただきたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第5号は「承認」とする。

(4) 議案第6号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見について

委員長

続いて、議案第6号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する意見についてである。

この議案については、教育長に直接利害関係がある案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、教育長はこの議事に参与することができないので、教育長はいったんご退室いただきたいと思う。

教育長退室

委員長

それでは、この議案についての説明をお願いします。

庶務課長

資料の説明（説明要旨）地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、練馬区長より、「練馬区教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」において、練馬区特別職報酬等および議会政務調査費審議会からの答申等に基づき教育長の給料月額および期末手当を引き下げる改正をすることについて、教育委員会の意見を求められたことを説明

委員長

ただいま説明があったが、ご意見、ご質問はあるか。

天沼委員

別紙の練馬区特別職報酬等および議会政務調査費審議会の答申を読んだが、様々な調査に基づき、他区の事情や財政規模、または委員の手当その他の事項を慎重に検討された上で審議会として答申されている。教育委員会で、この答申に対し異議があるのであれば、これに対応した調査を行わなければならないわけで、1年、2年ぐらいの期間を必要とすることではないかと思う。したがって、私は志村区長からの意見聴取に対し、異議なしとさせていただきたいと思う。

委員長

今、天沼委員が代表しておっしゃってくださったが、異議を述べ調査をするのであれば、確かに1年ぐらいかかるような内容である。練馬区の人口や財政規模など様々なデータから、非常に幅広くいろいろな角度から検討したうえでこのような結論が出されているので、「承認」ということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第6号は「承認」とする。
議案第6号を終えたので、教育長にご入室いただきたいと思います。

教育長入室

(5) 議案第7号 「練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定について

委員長

では続いて、議案第7号 「練馬区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」の制定についてである。

この議案について説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料の説明（説明要旨）現在改修工事中の石神井図書館に会議室を設置し、郷土資料室を閉鎖すること等に伴い、所要の改正を行うことを説明

委員長

ご意見、ご質問等はあるか。

青木委員

区民の方が使いやすくなるための改正ということであるので、よろしくお願ひしたいと思う。

委員長

よいか。それでは、議案第7号については「承認」とする。

(6) 議案第8号 平成21年度練馬区指定・登録文化財について

委員長

続いて、議案第8号 平成21年度練馬区指定・登録文化財についてである。
この議案について説明をお願いします。

生涯学習課長

資料の説明（説明要旨）練馬区文化財保護審議会答申に基づき、新たに指定、登録する文化財について説明

委員長

ご意見、ご質問はあるか。

天沼委員

谷原の庚申塔についてである。所有者が大澤八重子様となっているが、この方がなぜこういうものを所有されていたのかについての経緯などはあるか。

生涯学習課長

庚申塔については、もともと庚申信仰という形で行われていたもので、それが現在、区内に140ほどあるが、それぞれなぜこの方が所有していたかなどの細かいところまでは把握してない。ただ、この方が所有し敷地内で守っているという実情から、この方から了承を得た上で登録するということになる。

教育長

この大澤さんという名字の方は富士見台に大変多い。江戸時代のころからお住まいの名字の1つである。大泉、石神井方面でも大澤という苗字の方が多い。

天沼委員

庚申信仰の中心的な役割があってそれを受け継いでということであるか。

委員長

代々引き継いでということになる。

青木委員

練馬区の場合は、屋敷林がたくさんあると思うが、木の剪定に費用がかかり大変だという話を聞いたことがある。今回の文化財の登録に伴い、そのような費用の補助などはあるのか。

生涯学習課長

この屋敷林に限らず登録ということになると、建築物であると、年間奨励費で3万円、建築物以外では1万円、文化財として出させていただいている。屋敷林は、1本1本の木が区の緑化の関係から非常に貴重であるので、違う方面から奨励金が提供されている。

教育長

保護樹林という制度がある。保護樹木は、直径が50センチ以上のものである。井口さんの屋敷林が保護樹林の指定をされているかどうかはわからないが、補助額は少ないのではないだろうか。

委員長

所有者の方は、維持費が大変かかると思うので、よろしく願います。それでは「承認」ということでよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、議案第8号については「承認」とする。

(1) 陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕

委員長

続いて、陳情案件である。陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情についてである。

この陳情については、今後の外環道整備に関する事業の進捗状況などを見守りながら審査を進めることとしている。何か報告等はあるか。

生涯学習課長

本日のところ、報告事項はない。

委員長

この陳情第4号については「継続」としたいと思う。

協議 (1)平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続協議〕

委員長

続いて、協議案件に移る。協議の(1)、平成21年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。

この協議案件については本日で2回目の協議となる。

本日は、各委員より提出された点検・評価表に基づき作成した点検・評価表の事務局案について、各委員のお考えを伺い、まとめてまいりたいと思う。

それでは、協議に入る前に、事務局案の説明をお願いする。

庶務課長

資料の説明(説明要旨)点検・評価の事務局案について、点検・評価欄の評価を各委員からの評価の平均値としたこと、各委員からいただいた意見を整理し特記事項にまとめたことを説明

委員長

それでは、まず、点検・評価表の協議の進め方についてお諮りしたいと思う。

全部で項目がNO.25までである。本日のこの事務局案は、事前に皆様からいただいたご意見に基づいて作成されたものであるということと、日程等の関係もあるため、1項目ずつではなく、1番から5番まで、6番から10番までというように、5項目程度をくくってご意見をいただければと思うが、それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

では、5項目ずつまとめて進めてまいりたいと思う。

それでは、1番から5番までで、ご意見、ご質問等をお聞きしたいと思う。1番が教育指導、2番が特別支援教育、3番が国際理解、4番が宿泊学習、5番が幼児教育である。

教育長

1番の教育指導に関することに関連して、例えば学力向上や生活指導など、区民が非常に関心の高い項目は、事業としてはこの評価表には載ってこないのだが、例えば学力向上の成果について、練馬区全体の指標として出せるのだろうか。全国と比べてどうなのか、東京都の中ではどうなのかということをおそらく保護者の方は知りたいと思っていると思う。それから、不登校の子や、校内での生徒の指導状況については、今回の評価表には載ってこない。載せるのはなかなか難しいが、ご覧になってその辺はいかがか。例えば学力についても、各学校では、全国学力調査や東京都の学力調査の結果を出したりしているが、区教委としての全体的な評価などには出てこない。その点はいかがか。

天沼委員

学力についてであるが、子供の学力は、学期ごとに変化するし、1年の間ではなく、一定時期の学力でその子供の学力をはかることは、誤解を招く恐れがある。学力と言っても、何を学力とするかという概念が、「生きる力」と言われていたり、「確かな学力」と言われていたり、文部科学省の表現もいろいろある。その学力の中に何が含まれているのかということがきちんと規定できるのであれば、それは可能かもしれないが、試験という形ではかれるものは、知力、体育、徳育のうちの知力の中の一部である。はかれることが限られてくるので、事前に学力調査から何をはかれるのかということと、今の状態ということをはっきりさせてからであれば、公表をするというのは可能かと思うが、検討中であれば、誤解を招かないように、検討中というようにしておいたほうがよいと考えるが、いかがか。

委員長

今のご意見に関していかがか。

内藤委員

おっしゃるとおりであると思う。ただ、事務事業評価で学力を対象とするのは、範囲が広がると思う。区の全体の学力を、どういった基準でどういう方法でどうやって公表するのかということは、点検・評価とは違う場面ではないだろうか。

教育長

例えば、区の行政評価の対象にも安全についての事業がある。その事業についても区民の安全を図るために何を指標にするのかという難しさがある。この事務事業評価は計画事業が主となるため、学力については載っていないが、学力に対する評価などは何らかのかたちで載せるべきではないだろうか。

不登校についても、調査結果は毎年上がってくる。東京都は数が多いのであるが、その背景についての言及はあるが、減らすための努力などについてはなかなか出てこない。何か他の方法で明らかにすることが必要ではないかと常々考えているが、何がふさわしいかはわからない。

学力については、天沼委員がおっしゃったようなことはある。しかし、保護者の方には、練馬の学校はどうなのだろうという素朴な気持ちはあると思うので、難しいところがあると思うが、その辺についても教育委員会として、何かの形で示していくことが必要であろう。

学校の指導などは、事務でもないし事業でもないため、事務事業評価には掲載されないが、学校での指導や、学力の結果というのは非常に大きい部分を占める。それが指標化されていないという問題があることは理解していただきたい。

内藤委員

今の意見から、様々な教育課題があることについて、果たしてどこまで学校教育が達成できているのかということから考えていく必要もあると思う。

学校評価は、各学校でいろいろな形で実施していると思う。その評価は、学力そのものというよりも、子供が授業に満足しているかとか、保護者が満足しているかとか、生活指導についてどうかというような項目で実施しているため、それを全体として集約して、学校教育について区民はどのように考えているかなどは、できなくはないと思う。

教育長

保護者は、学校での指導などの肝心なところがないのではないかと疑問を抱くと思う。

内藤委員

去年よりも、特記事項欄への記入方法が事務事業に限定されていると感じていたところである。数値目標までを挙げるとなると、対象を絞ったものの評価になってしまうと思うが、保護者などが本当に知りたい部分というのは、この事務事業評価には掲載されていないことかもしれないということを、同じように思うことはある。

委員長

様々な意見が出ているが、この評価の対象となるのは、教育に対する事務の管理及び執行ということになっているので、どうしてもこのような形にならざるを得ないと思う。

教育長

内藤委員がおっしゃったように、去年から比べると、今年度は随分絞り込んだ感じはある。いただいたご意見は、来年度に生かしていただきたい。

委員長

教育長が発言されたことに関しては、教育指導課でも、今までやってこられたことは

あるし、区民に向けてどのように行政として教育をしていくということは、日ごろから発信していくという面もあると思う。今のご意見であったようなことを、今後、何かの形にできないかという意見として承りたい。

天沼委員

5番の幼児教育に関することであるが、「幼小連携をはじめ、区立幼稚園のあり方を検討する」とある。そのとおりなのであるが、抽象的なので、「あり方を検討する」のところを、例えば、少子化を踏まえ35人以下できめ細かい教育を実施するなど、具体的な内容を書いたほうがよいと思うが、いかがか。

教育長

練馬区では、都の40人編成基準を受けて学級編成を行っている。また、指導の充実を図るため、チームティーチングや少人数学習などを実施しており、少人数学級や、35人学級という計画はないという状況である。

内藤委員

いろいろな絡みがあると思うが、今の区立幼稚園は練馬区の中で偏在していると思う。それを踏まえ、今後、区立幼稚園を増やすことや、適正に配置するなどの方針についての議論はされているのだろうか。

学務課長

練馬区の幼稚園は、私立の幼稚園が主体となって進め、区立は、不足する部分を補完してきたという歴史的な経過がある。今後についても、そのような考え方は変わらないと考えている。区立幼稚園の幼児数が減ってきているため、今ある区立の5園をどうするかということが、話題になっているような状況である。それとともに、私立幼稚園に対して行政としてどのような支援が可能かということについても話し合っているところである。

教育長

今の説明を補足する。都心区と違い、練馬区を含む周辺区ではほとんどのところが、小中学校を設立するのに手一杯であったため、私立幼稚園が主なのである。毎年、年間5校ぐらいつくっていたこともあり、幼稚園については私立がずっと担ってきた。

今、内藤委員がおっしゃった偏在についてであるが、光が丘地区は、昭和58年に光が丘団地ができて61年に完成したときに、3万強の人口が増加したため、幼稚園をどうするかという課題が発生した。私の記憶によると、私立幼稚園に働きかけたが、どこも手を挙げなかったため、区が幼稚園を設立することとなった。光が丘の4園の設立はそういった経緯である。

北大泉幼稚園は、北大泉地域にはそれまで私立幼稚園がなく、子供の人口増に伴い、昭和50年に設立した経緯がある。

現在42ある私立幼稚園は、少子化の中でもどうにか経営をしており、それらの地域

に区立が入っていく余地は全くないため、練馬区は区立幼稚園をつくる考えはない。一方、光が丘地区の区立幼稚園の4園は、子供の減少により、現在定員割れしている状況にあり、なおかつ、光が丘地域から通っている子供が少ないという状況にある。そのような状況から、区議会からも指摘があり、光が丘地区の幼稚園4園の必要性、あり方について検討しているところである。そのあり方は、どちらかという、減らしていくという内容である。

練馬区では、これからも私立幼稚園に経費を投じていくということと、光が丘の幼稚園が定員割れをしているため、手をつけていかなければならないということである。

内藤委員

5番の評価の指標に、在園児童数についての数値目標を挙げているが、いろいろな状況を聞くと、そのような状況の児童数に対して目標を立てるのは、評価がBやCになる原因となると思うので、数値目標なり指標を変えたほうがよいのではないかとすることを思っていたため、発言した。

委員長

今の内藤委員のご意見を参考にさせていただきたいと思う。5番まではよいか。

委員一同

よい。

委員長

続いて、6番から10番までに移る。教育環境の整備、教職員の任用等、教職員の研修、区立学校の管理等、教育施設（区立学校を除く）の管理等である。いかがか。

青木委員

おおむね評価が3という項目が多いが、特記事項に、今後検討していく、あるいはそれが必要である、今後も努力を続けるといったことが書かれているので、これでよろしいのではないかと考える。

教育長

4ページの6に（小中一貫・連携教育の推進）と書いてあるが、この事業については、来年度に計画事業として載ってくるため、そのときに評価が出てくる。

委員長

ただいまの青木委員の意見は、項目の6から10までをよくまとめていると思うので、それでよいか。

委員一同

よい。

委員長

続いて、11番から15番までである。学校保健、学校給食・食育、教育相談等、地域に開かれた学校づくり、生涯学習の推進の5項目である。いかがか。

内藤委員

13番の教育相談等に関することに関連して発言したい。先ほどの予算議案の審議の中で、仮称学校支援センターが設立の方向にあるということであったので、ほぼ解決したのであるが、評価をして感じたことは、通常級に通う子供たちに、特別な支援をするということが、かなりの部署で拡充されてきているということである。

例えば、2番の学校巡回相談員が導入されたことや、就学相談のときには転学相談だけではなくて通級指導などが行われ、通級学級がかなり増やされてきているということ、あるいは、13番の心のふれあい相談員、ネリマフレンド、スクールカウンセラー、総合教育センターのフリーマインド・トライなど、通常級に通っている子供への特別な支援の分野の観点から見ると、随分と様々な事業が拡充されてきたということを感じた。

各事業の担当部署がばらばらであるため、これから一本化が図られるということであった。確かに、保護者が何度も同じような手続をしたり、相談をまた一からやり直すようなことがあったりして、今の状態では各部署の連携が図りにくいということもあると思う。一元化、一本化することで、子供の相談に対してどのような対応や措置をとるかということが一貫して、一箇所のところで見通して行われることが可能となるため、子供にとってより効果的で、よりスピーディに、必要なときに必要な支援がなされるのではないかと強く感じた。ぜひ学校支援センターが中核となるような方向で検討していただけるとありがたいと思った。

委員長

大変貴重なご意見である。

教育長

通常学級で、特別に配慮の必要な子供は結構いるが、その子供に対して何をしているかということは7番の教職員の任命等に関することの学級経営補助員配置事業等にしか出てこない。教職員の任用等に関することという項目名と、学級経営補助員の配置事業や、学力向上支援講師配置事業はそぐわないのではないか。項目の立て方を研究しないと、教職員の任用等に関することでは、何のために雇い、どのようなことをしているのかというのは、どこにも出てこない。

委員長

行政の一元化、窓口の一本化については、非常に課題のあるものであるが、子供や保護者のことを考えると、行政の一元化や窓口の一本化は求められていると思うので、その検討をぜひお願いしたいと思う。

教育長

2ページの移動等介助員事業は、学務課の所管であり、4ページの学級経営補助員配置事業は、教育指導課の所管であった。これらを1つにした学校生活支援員制度というものを今年度から設けた。来年の点検・評価に当たっては一本化したものを評価していただくことになる。

事業のくくりは難しくいところがあるが、わかりやすいのが一番よいと思う。

委員長

今後、組織の見直しをされるということなので、そういう観点からも見ていただきたいと思う。

教育長

研究させてもらう。

委員長

よろしく願います。ほかにはいかがか。

天沼委員

9ページの14番の学校応援団推進事業についてであるが、一生懸命やっているところでもかなり年数が経っているところもあり、参加者の負担、予算その他の面から適切性に欠けるところが出ている可能性があるため、見直す必要もあるのではないかという意見を伺ったことがある。その辺の調査をし、そのような不都合が生じていないかどうかということも、推進する際にチェック、評価をしていただければよいと思うが、いかがか。

委員長

学校応援団推進事業は、地域の方々にお世話になって成り立っている事業であるが、今の意見は、その辺のことである。今の天沼委員の発言に対して何かあるか。

生涯学習課長

平成22年度までに全小学校65校に学校応援団を設置するというところで、平成16年度から準備を進めてきた。今お話があったとおり、ひろば事業がメインになるが、その実施日数が毎日のところもあれば、まだ始めたばかりで1日というところもある。そういった日数も含めて学校ごとのクラブ活動、学校間で比べると無駄が出ているのではないかという指摘は、いただいている。

また、実際に子供たちに接する際の対応などで悩んでいるスタッフがいるという話を聞いている。研修等を充実させながら、対応の仕方等についても、今年度からモデル事業として実施しているところである。

実施日数とスタッフの関係については、実施日数を増やしたいということはもちろんあるが、無理のない範囲でという話を今のところしている。いずれにしてもスタッフの

充実、負担の減ということも含めて、今後それぞれきめ細かく対応していきたいというところである。

委員長

よろしく願います。

青木委員

同じく14番に関してである。安心安全ボランティア事業が、人数があまり増えていないという内容だったと思うが、学校応援団とともに安心安全のほうも、14番の評価は3にはなっているが、安全教育は、子供にとって大事なことなので、もう少し努力が必要であるといったことを特記事項に加えていただきたいと思う。

委員長

ただいまの青木委員のご意見であるが、補足等はないか。

庶務課長

安心安全ボランティア事業については、学校を中心に地域のボランティアの方に従事していただいている事業である。なかなか広がりがいいというご指摘はそのとおりだと思う。学校応援団事業の拡大等も含めて、安心安全ボランティア事業の見直しをしていきたいと考えているところである。

内藤委員

私も、学校応援団事業と学校安全安心ボランティア事業は、学校にとってみれば、ボランティアという形で外の人を借りるところでは、同じくりになるのではないかと思っていた。それぞれの部署が違うことや立ち上げの時期が違うなどの事情はあると思うが、学校を支える地域の人たちの活動という大きなくりの中で、費用について無償でいいのか、少しは費用を出していくのかなども含めて、検討していただいたほうがよいと思った。参加率がどんどん低くなるのは何かわかるような気がする。

教育長

これらについては、今は課が分かれているが、スタートは一緒の部署で実施していた。組織改正があり、学校応援団と安心安全ボランティアが分かれたのである。安心安全ボランティア事業はご案内のとおり、池田小学校の事件などをを受けて考えた事業である。他の自治体では警備員を入れたりしたが、練馬区は、学校の先生方と地域の方々に子供たちを見てもらうことにしたのである。地域の方や保護者に子供をいつも見てもらうことのほうが教育的な効果が大きいだろうということで、区はそのような選択をしたのである。警備員に費用をかけた方が、区としては簡単な面はある。しかし、学校は地域の施設としてみんなで見ていただこうということが練馬の小学校の基本なのである。

学校応援団も同じようなことがいえる。費用をかけ専門の職員を配置すれば、問題なくできるであろう。しかし、学校応援団の方々に、少ないが報償費を支給して実施して

きている。現実には、地域の方々に学校や子供たちに携われる方はそんなにたくさんいない。限られた方になってしまうので、負担になっていることは確かである。

内藤委員

私は、警備員を雇うというようなことを考えるのではなく、地域社会で子供たちを見守るということは、その姿を見ることも子供には教育的な価値が十分あると思うし、みんなで同じ子供を見るということが、まず教育の第一歩であると思うので、担い手を変える必要はないと思っている。

ただ、別々の課にあるよりも、1つの組織で実施したほうが、また、地域の人たちの組織も一本化されたほうが、人の補充もしやすくなるのではないかと考え、意見を申し上げたのである。

委員長

どこの学校の地域も悩みながら、なるべくなら1つにまとめたいと思っているであろう。その辺は課題であると思う。

この後、もう1件協議があり、報告も4件ある。時間の関係もあるので、本日のところはここまでとする。この案件については、「継続」とさせていただく。

教育長

本日の日程について、動議を提出したい。協議の(2)は少し時間をかけて説明等をさせていただきたい案件であるため、本日の残りの時間の関係から、次回に回させていただきたいと思うが、いかがか。

委員長

教育長からただいま動議があったが、承認していただけるか。

委員一同

よい。

委員長

では、本日の協議の(2)の内容に関しては、次回に協議を行うということにより、よろしくお願いしたいと思う。

委員長

続いて、教育長報告に移る。

教育長

本日は、いじめ防止実践事例発表会、1月14日付けの都教委通知等についてご報告させていただく。

委員長 それでは、報告の 番の説明をお願いします。

教育指導課長

資料の説明（説明要旨）2月5日に実施予定のいじめ防止実践事例発表会について、いじめ防止シンボルマークの審査経過、発表会の内容等を説明

委員長

2月5日に行われるいじめ防止実践事例発表会の実施要項についての詳しい説明であった。何かこの件で質問はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、続いて報告の 番の説明をお願いします。

教育指導課長

資料の説明（説明要旨）1月14日付けの東京都教育委員会からの通知について、当該通知の内容、背景等を説明するとともに、それを受け、練馬区においては夏季休業日の短縮により授業時数を確保しているため、土曜日を活用した教育活動の実施についてはこれまでと同様の取扱いとする旨の通知をしたこと等を説明

教育長

この件について重要な点は、現在、土曜日に道徳の授業などを行っている学校もあるが、その土曜日に出勤した教員の勤務時間は振替えになるということである。土曜日に授業を実施しても、週40時間勤務ということに変わりはないため、土曜日の勤務時間に対する休暇をどこかで取らなければならないことになるのである。

今の説明の中であった夏季休業日の短縮について、夏季休業日の短縮をした自治体が、都内では11区、12市ある。ただ、学校週5日制になったときから土曜日授業の実施を国に働きかけている区は、1区ある。

委員長

いろいろ詳しくご説明していただいたので、よいか。

委員一同

よい。

委員長

では、続いて、報告の 番について、説明をお願いします。

生涯学習課長

資料の説明（説明要旨）統合新校における校庭・体育館開放事業の団体利用について、対象となる団体、利用方法を説明するとともに、光が丘地区の学校跡施設の団体利用について、対象となる団体、利用方法を説明

委員長

ご質問等はあるか。

天沼委員

学校跡施設の対象施設に音楽室や調理室などの教室は含まれないのか。その他に区民の利用に供するような場所はないのか。

生涯学習課長

各学校の開放事業には、体育館、校庭以外に施設開放というものがある。ただ、今回のこれらの施設については、その期間中、工事を行う教室があるため、施設開放は実施しない。また、施設の利用目的が決まった後は、その施設が入ることになるため、教室としては使えないことになる。

委員長

他にはよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、その他報告をお願いします。

庶務課長

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業である。昨年12月18日にご報告をした以降申請があったものである。全部で12件である。協賛1件、後援11件、いずれも承認といたしたものである。

以上である。

委員長

その他に報告はあるか。

事務局

ない。

委員長

以上で、第2回教育委員会定例会を終了する。